

パワーアキュムレーター

PowerAccumulator

アグロースプラン

積立金最低保証特約・死亡給付金最低保証特約(基本保険金額型)付変額個人年金保険(米ドル建)

特別勘定(アクサ・アロケーションファンド 20/50/80) 月次運用レポート

2011年4月

投資対象となる投資信託

アクサ・アロケーションファンド 20/50/80

運用会社 **AXAエクイタブル・ライフ・インシュアランス・カンパニー**

運用会社のAXAエクイタブル・ライフ・インシュアランス・カンパニーは、1859年にニューヨーク州で設立された米国大手の一つに数えられる生命保険会社で、米国におけるAXAグループのメンバーカンパニーであるAXAフィナンシャルの完全子会社です。AXAフィナンシャルとは、財務アドバイザリー、保険、投資管理の様々な商品・サービスを販売、提供する多角的な金融サービス企業で、フランスの持株会社AXAの子会社にあたります。AXAとは、保険会社、関連金融サービス企業から成る国際企業集団の持株会社です。AXAでは、事業セグメントを生命・積立保険、損害保険、国際保険(再保険を含む)、資産運用、その他の金融サービスの5つに分けています。運用会社は、ファンド運用専業部門であるAXAファンド・マネジメント・グループを通じて、投資顧問業務を行います。運用会社は、資産クラスごとの基本投資配分比率を決定するとともに、資産クラスごとの副運用会社を選定・モニタリングしています。

- ・アクサ生命保険株式会社の「パワーアキュムレーター(PowerAccumulator)アグロースプラン」積立金最低保証特約・死亡給付金最低保証特約(基本保険金額型)付変額個人年金保険(米ドル建)は、特別勘定で運用を行う商品です。特別勘定の主たる運用手段として投資信託を用いますが、投資信託ではありません。
- ・特別勘定の運用は、運用状況によって高い収益性を期待できますが、一方で株式、その他有価証券の価格下落や金利の変動などによる投資リスクを負うことになります。また、資産運用の成果が直接死亡給付金額、払いもどし金額(解約返戻金額)および将来の年金額等に反映されることから、資産運用の成果とリスクが共に契約者に帰属することになります。
- ・特別勘定が用いる投資信託は、適格機関投資家専用に設定された投資信託です。このため、投資家の皆様は、当該投資信託を直接購入することはできません。
- ・投資対象となる投資信託の運用レポートは、AXAエクイタブル・ライフ・インシュアランス・カンパニーから提供されたデータをもとに、アクサ生命保険株式会社が作成しています。
- ・当資料中の運用実績に関するいかなる内容も過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。
- ・商品内容の詳細については、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「商品のご案内/ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」を必ずお読みください。

PowerAccumulator ハワーアキュムレーター（グロースプラン）のリスク及び諸費用について

【投資リスクについて】

- この保険は、積立金額および年金額などが特別勘定資産の運用実績に応じて変動（増減）するしくみの米ドル建の変額個人年金保険です。
- 特別勘定資産の運用は、投資信託を利用して主に米国株式・米国債券などで行なっております、株式および公社債の価格変動に伴う投資リスクがあります。特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、運用実績によっては、年金額や払いもどし金額などのお受け取りになる金額の合計額が一時払保険料を下回ることがあります。
- このリスクはご契約者に帰属します。

【為替リスクについて】

- この保険は米ドル建ですので、外国為替相場の変動による影響を受けます。
- 年金や給付金などのお受取時における外国為替相場によって円に換算した年金や給付金などの額が、ご契約時における外国為替相場によって円に換算した年金や給付金などの額を下回ることがあります。
- お受取時における外国為替相場によって円に換算した年金受取総額などが、お払込み時における外国為替相場によって円に換算した一時払保険料相当額を下回ることがあります。
- このリスクは、ご契約者および受取人に帰属します。

【諸費用について】

- この商品にかかる費用の合計額は、下記の各費用の合計額となります。

■年金支払開始日前（終身死亡保障特則適用の場合は適用日以後もご負担いただきます。）

- ユニット数に反映される費用（ユニットプライスの計算後、費用の控除によりユニット数が減少します。）

項目	費用（特別勘定の積立金額に対して）	ご負担いただく時期
保険契約管理費	死亡給付金の最低保証、積立金の最低保証、災害死亡給付金のお支払い、ならびに、ご契約の締結および維持に必要な費用 アクサ・アロケーションファンド20 年率 1.13% アクサ・アロケーションファンド50 年率 1.86% アクサ・アロケーションファンド80 年率 3.16%	積立金最低保証特約が消滅した場合または積立金額（保険契約管理費控除前）が直後に到来する積立金最低保証日における積立金最低保証額の2倍を超える場合 アクサ・アロケーションファンド20 年率 1.06% アクサ・アロケーションファンド50 年率 1.13% アクサ・アロケーションファンド80 年率 1.26%

（積立金移転時の保険契約管理費のお取扱い）

積立金の移転が行なわれた場合の移転後の保険契約管理費は、移転前の保険契約管理費のうちいずれか高い方を適用します。

- 〈例〉 ● アクサ・アロケーションファンド20からアクサ・アロケーションファンド80に移転
 → 年率1.13%から年率3.16%に変更となります。
 ● アクサ・アロケーションファンド80からアクサ・アロケーションファンド20に移転
 → 年率3.16%のまま変更されません。

- ユニットプライスに反映される費用（以下の費用を控除したうえでユニットプライスが計算されます。）

項目	費用	ご負担いただく時期
運用関係費 (*②)	特別勘定の運用などに必要な費用で、特別勘定が投資対象とする投資信託の管理報酬等が含まれます。 アクサ・アロケーションファンド20 年率 1.4%以内 管理報酬等は投資信託の純資産額に対して、年率1.4%以内となります。（＊①） アクサ・アロケーションファンド50 年率 1.5%以内 管理報酬等は投資信託の純資産額に対して、年率1.5%以内となります。（＊①） アクサ・アロケーションファンド80 年率 1.6%以内 管理報酬等は投資信託の純資産額に対して、年率1.6%以内となります。（＊①）	特別勘定にて利用する投資信託において、毎日、投資信託の純資産額から控除します。（ユニットプライスに反映します。）

（＊①）管理報酬等は、運用会社、受託会社、管理事務代行会社および保管会社への報酬・費用、その他の費用（監査法人報酬など）で、マザーファンドにおいて控除されます。

その他お客様にご負担いただく費用には、有価証券の売買手数料および保有する有価証券の配当などに対する源泉徴収税などの諸費用がありますが、運用資産額や取引量などによって変動するため費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。また、これらの費用は各特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客様はこれらの費用を間接的に負担することになります。

（＊②）運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動などの理由により将来変更される可能性があります。

PowerAccumulator パワーアキュムレーター（グロースプラン）のリスク及び諸費用について

●解約控除

項目	費用	ご負担いただく時期
解約控除	解約払いもどし金のお支払いにおける控除 解約控除額は、解約計算基準日の積立金額に解約控除率を乗じた金額となります。	解約時に、積立金額から控除します。

【解約控除率】※1年未満は切り上げとなります。

契約年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目～
解約控除率	9%	8%	7%	6%	5%	4%	3%	2%	1%	0%

ただし、無償引出限度額(*③)と同額までの積立金額については、解約控除額の計算の対象になりません。

(*③) 解約日(引出日)の属する保険年度の初日の積立金額(*④)の10%となります。

(*④) 解約日(引出日)が契約日からその日を含めて1年以内の場合は一時払保険料とします。

■年金支払開始日以後（「年金払特約」による年金を含みます。）

項目	費用	ご負担いただく時期
年金管理費	年金支払額の1.0%	年金支払日に、責任準備金から控除します。

※年金管理費は、将来変更となる可能性があります。

【年金や死亡給付金などを円通貨でお受け取りいただく場合（「円支払特約」を適用する場合）】

○円支払特約の適用により年金や死亡給付金などを円でお受け取りになる場合、円に換算する日（換算基準日）のTTM レート—40銭の為替手数料がかかります。

換算基準日は、年金の場合は年金支払開始日、死亡給付金額などの場合はアクサ生命が所定の必要書類を受付けた日の翌営業日となります。

※TTM レートは、上記の各換算基準日において所定の金融機関が公示する対顧客電信売買相場仲値（1日のうちに公示値の変更があった場合は、その日の最初の公示値）となります。

※為替手数料は将来変更となることがあります。

【年金や死亡給付金などを米ドル通貨でお受け取りいただく場合】

○アクサ生命からの送金にかかる手数料は、お客さま（受取人）に負担していただきます。なお、金額については、送金する金額や取扱金融機関によって異なるため、表示できません。

※円支払特約を適用し、年金などを円でお受け取りいただく場合には、アクサ生命からの送金にかかる手数料は、アクサ生命が負担します。

【その他留意事項について】

■積立金額最低保証

積立金額最低保証は、契約日から10年、15年、20年、25年、30年経過時に限られます。それ以外の時点で年金受取を開始する場合や、運用期間中にご契約を解約される場合には、お受け取りになる金額が一時払保険料を下回る場合があります。

また、積立金額最低保証は契約日から30年経過時（ただしその日が、被保険者の契約年齢が90歳に達する年単位の契約応当日以降となる場合は、その契約応当日の直前の積立最低保証日）に消滅します。